

所管部課	教育部教育総務課		部長	田口 茂夫	
件名	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和8年度から学校給食の公会計化を実施することに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 文言整理 文言の繰り返しを避けるため、第4条第1号中「教職員及び給食センターに勤務する職員」の次に「(以下「教職員等」という。)」を加え、同条第6号中「教職員及び給食センターに勤務する職員で、」を「教職員等で」に改める。</p> <p>② 個別規定の削除 公会計化に伴い、給食費の収入手続きについては東大和市会計事務規則に基づくことから個別の規定を削除する。</p> <p>③ 給食提供の申込み規定の追加 新たに教職員等の給食の提供を明確にするため、第6条の2に給食の提供の申込みの規定を追加する。</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日から施行する。改正後の第6条の2の規定は、施行日以後について適用する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 総務課において審査済み。</p> <p>(2) 令和8年3月26日 令和8年第3回東大和市教育委員会定例会で承認済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					